

金融分野における個人情報保護に関する ガイドラインの改正について

令和4年1月26日

個人情報保護委員会事務局

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正内容

【各種業法に基づく、監督当局（金融庁等）に対する漏えい等報告等の義務化】

- 第194回個人情報保護委員会（令和3年12月15日）資料3-2「「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部改正案」において、同第11条「個人データ等の漏えい等の報告等」の対象となる事態として、個人情報保護に関する法律施行規則（以下、「個情法規則」）第7条各号に該当する事態を規定。
- 同資料3-1「金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について」において、上記事態以外の事態については、「業法に基づき、漏えい等報告等を義務化する方向で、引き続き検討を進める。」と記載。
- 今般、金融庁との検討の結果、個情法規則第7条各号に該当する事態以外の事態について、同庁が所管する各種業法（銀行法、保険業法等）の施行規則等を改正し、それらの規定に基づき、監督当局（金融庁等）に対する漏えい等報告等を義務化すること等に伴い、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを改正。

【参考】 第194回個人情報保護委員会資料3-1（抜粋）

1. 令和2年改正個人情報保護法を踏まえ改正するもの

① 漏えい等報告等の義務化

- ✓ 金融・信用・債権管理回収業分野において、項目を新設
- ✓ なお、金融分野においては、個人情報の保護に関する法律施行規則第7条各号に該当する事態以外の個人データの漏えい等についても、業法に基づき、漏えい等報告等を義務化する方向で、引き続き検討を進める。